令和元年度

２号・３号認定に必要な事由と証明書類

必要書類は事由によって異なります。保護者（父・母とも）の、保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	認定期間	証明書類 保護者（父・母とも）の書類の提出が必要
就労	２号認定は月６０時間以上 ３号認定は月１２０時間以上就労していること	最長で小学校就学の前まで	**「就労証明書」** ※就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。
妊娠・出産	出産予定日６週間前から出産後８週間を経過するまでの期間にあること	出産日から８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	**「妊娠・出産申立書」** ・母子健康手帳の表紙の写し
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害があること	最長で小学校就学の前まで	・医師の診断書（発行日から３か月以内のもの） ・障害者手帳または療育手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し **上記のいずれか１点** 介護・看護の場合は、**「介護・看護申立書」**
介護・看護	親族の介護または看護（長期入院している親族を含む。）を月６０時間以上行っていること	最長で小学校就学の前まで	
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害により、その復旧にあたっていること	最長で小学校就学の前まで	内容がわかる書類
求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を行っていること	申請月からかぞえて３か月目の末日まで	**「求職活動（起業準備）申立書」**
就学	学校教育法に基づく大学等又は職業訓練に月６０時間以上就学していること	保護者の卒業予定日が属する月の月末まで	**「在学証明書」**
育児休業	下の子の育児休業中の兄姉の入園	育児休業期間終了日が属する月の末日まで	**「就労証明書」**
虐待・ＤＶの他、市が認める場合			内容がわかる書類